

不動産の鑑定評価に関する法律

事業報告書等の提出

1. 案内情報

- ① 手続名 : 事業報告書等の提出
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の12
- ③ 手続対象者 : 実務修習機関
- ④ 提出時期 : 毎事業年度経過後3月以内
- ⑤ 提出方法 : 毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し国土交通大臣に提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし。
- ⑦ 添付書類・部数 : 添付書類はなし
部数については1部
- ⑧ 申請書様式 : 事業報告書、収支決算書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課
- ② 受付時間 : 執務時間内をお願いします。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : なし